

## 5類感染症移行後の学校における感染症対応変更点について(5月8日より適用)

- 1 発熱やのどの痛み、咳など普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養してください。  
これまでは、出席停止扱いでしたが、欠席扱いになります。  
ただし、新型コロナとアレルギーの症状等を区別できない場合もあることから、症状が軽い場合は登校できます。
- 2 濃厚接触者の特定は行いません。よって、同居家族等が感染しても、生徒は登校できます。
- 3 コロナに感染した場合は、インフルエンザと同様に出席停止になります。

出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

出席停止期間の例

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
有症状の人	発症日	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 症状軽快	出席停止	4日目に症状が軽快 した場合は登校可
無症状の人	検体 採取日	「検査した日から5日を経過するまで」					登校可

※発症した日や検査日を0日とし、翌日から5日間は登校できません。

※症状が軽快した日を0日とし、その後1日経過を見て翌日から登校できます。

登校再開にあたり、インフルエンザと同様に、新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書を保護者が記入し、学校に提出していただきます。(裏面に様式あり)

様式は、土肥分校のホームページから印刷できます。

ただし、医療機関等が発行する検査結果、治癒証明書の提出は必要ありません。

発症から10日を経過するまでは、学校において当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

「症状が軽快」とは？  
解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

- 4 ワクチン接種を受ける場合や副反応(発熱等の風邪の症状)が出た場合は、出席停止にならず欠席扱いになります。(特別な事情がある場合は除きます。)

## 5 朝の健康観察(LEBER)について

毎朝の体温チェックは不要になりますが、体温以外の項目について、5月中は入力をお願いしたいと思います。

### ～お願いしたいこと～

「家庭と連携した生徒の健康状態の把握」、「適切な換気」、「手洗いや咳エチケット」は引き続き実施していきます。ご協力をお願いします。

・登校後に発熱等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するよう伝え、帰宅させます。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聞き取ります。

・マスクについて、生徒や教職員に対して着用を求めません。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関等を訪問する場合などは、着用を推奨します。

・食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないよう注意してください。黙食は必要ありません。

※ご不明な点については、学校までお問合せください。

